

改正

平成25年3月29日規則第15号

平成26年12月19日規則第60号

市川市障害者介護給付費等審査会の合議体に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年条例第10号）第1条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の合議体（以下「合議体」という。）に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年規則15号〕

(合議体の会議の招集)

第2条 合議体の会議は、審査会の会長が招集する。

(合議体の数)

第3条 合議体の数は、4とする。

一部改正〔平成26年規則60号〕

(1合議体の委員の定数)

第4条 1合議体の委員の定数は、5人以内とする。

一部改正〔平成26年規則60号〕

(合議体の長の職務代理)

第5条 合議体の長に事故があるとき、又は合議体の長が欠けたときは、あらかじめ当該合議体の長が指名する委員が、その職務を代理する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日規則第60号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。